

情報処理教育センター運営委員会規程

昭和60年4月1日
施行

(設置)

第1条 愛知学院大学情報処理教育センター規程第4条に基づき、情報処理教育センター（以下「センター」という。）に運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会)

第2条 委員会は、所長、主任及び委員をもって構成する。

(委員)

第3条 委員は各学部及び教養部の専任教員の中から推薦された各2名につき学長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 委員会の議長は、所長が当たる。

2 所長に事故あるときは、主任が代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの利用に関する諸規程の制定及び変更に関する事項
- (2) センターの予算、決算に関する事項
- (3) センターの人員計画に関する事項
- (4) 専門委員の選出に関する事項
- (5) その他センターの運営に関する事項

(招集)

第6条 所長は、必要と認めたとき、委員会を招集する。

2 所長は、委員会の構成員の3分の1以上の要請があるときは、委員会を招集しなければならない。

(成立要件・議決要件)

第7条 委員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数の賛同により審議を議決する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、運営委員会の決議によるものとする。

附 則

本規程は、昭和60年4月1日より施行する。

本規程は、平成3年4月1日より改正施行する。

本規程は、令和2年4月1日より改正施行する。